

**塩尻市文化会館改修事業 設計・施工者選定公募型プロポーザル
提案書作成要領及び配点**

1. 提案書提出届

- (1) 書 式：様式6
- (2) 部 数：1部
- (3) 作成方法：代表者印を押印の上、提出すること

2. 業務実績及び配置技術者等

- (1) 書式
 - ア. 実績審査に係る提案書（企業の業務実績）（様式7-1）
 - イ. 実績審査に係る提案書（統括代理人等の業務実績）（様式7-2～様式7-7）
 - ウ. 業務実績、配置技術者等の資格及び実績を証明する書類等 任意様式
- (2) 部 数：2部
- (3) 作成方法及び配点
 - ア. 参加者の実績：企業（配点10/20点）
 - ・ 次の要件を満たす実績を一つ記入すること。なお、複合施設の延床面積は実績要件の用途に該当する面積のみとする。
 - ・ 評価は設計業務、施工業務それぞれ最大配点の実績 1 件とする。
 - ・ 共同企業体受注の場合は出資比率を記入すること。なお、設計業務の実績で設計 J V や D B 発注の場合は、主たる設計事業者となったものに限る。

評価項目			評価基準	配 点
企業 配点 (10点)	実績a	令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第三～十二号に該当する建築物のうち①「延床面積2,000㎡以上」の設計業務の実績、又は②「天井面積400㎡以上の特定天井」の耐震改修設計業務の実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務（一部完了でも可）	第1類の建築物の場合	①：2.5点 ②：2.5点
			第2類の建築物の場合	①：5.0点 ②：5.0点
	実績b	令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第三～十二号に該当する建築物のうち①「延床面積2,000㎡以上」の施工業務の実績、又は②「天井面積400㎡以上の特定天井」の耐震改修施工業務の実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務（一部完了でも可）	第1類の建築物の場合	①：2.5点 ②：2.5点
			第2類の建築物の場合	①：5.0点 ②：5.0点
小計				10点

- ・ 実績を証明する契約書の鑑の写し、業務完了が確認できるもの、用途・規模、発注者が確認できる書類を添付し、該当箇所が判別できるようにマーカー等で明示し、A4に折込み左肩をステープラーで綴じて提出すること。

イ. 参加者の実績：統括代理人（配点10/20点）

- ・ 次の資格及び実績を記入すること。
- ・ 実績を証明する書類及び資格を証明する書類等を添付すること。
- ・ 実績を証明する書類は、審査基準の要件該当箇所が容易に判別できるようにマーカー等で明示すること。
- ・ 実績及び資格を証明する書類は、全てをまとめA4に折込み左肩をステープラーで綴じて提出すること。
- ・ 次の要件を満たす実績に対してそれぞれ1つ記入すること。なお、複合施設の延床面積は実績要件の用途に該当する面積のみとする。

評価項目		評価基準		配 点
統括代理人 配点（10点） ※専任でなくとも可とする	資格	一級建築士（いずれか必須）		—
		1級建築施工管理技士（いずれか必須）		—
	実績 ^c	統括代理人が、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第三～十二号に該当する建築物における現場代理人又は設計管理技術者としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	延床面積 2,000㎡未満の場合	2.5点
			延床面積 2,000㎡以上の場合	5.0点
	実績 ^d	統括代理人が、延床面積2,000㎡以上の国又は地方公共団体※1の建築物における現場代理人又は設計管理技術者としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）		5.0点
小計				10点

- ・ 実績を証明する契約書の鑑の写し、業務完了が確認できるもの、用途・規模、発注者が確認できる書類を添付し、該当箇所が判別できるようにマーカー等で明示し、A4に折込み左肩をステープラーで綴じて提出すること。

ウ. 配置技術者等の資格及び実績（配点30点）

- ・ 次の資格及び実績を記入すること。
- ・ 実績を証明する書類及び資格を証明する書類等を添付すること。
- ・ 実績を証明する書類は、審査基準の要件該当箇所が容易に判別できるようにマーカー等で明示すること。
- ・ 実績及び資格を証明する書類は、全てをまとめA4に折込み左肩をステープラーで綴じて提出すること。
- ・ 次の要件を満たす実績に対してそれぞれ1つ記入すること。なお、複合施設の床面積は実績要件の用途に該当する面積のみとする。
- ・ 実績を証明する契約書の鑑の写し、業務完了が確認できるもの、用途・規模、発注者が確認できる書類を添付し、該当箇所が判別できるようにマーカー等で明示し、A4に折込み左肩をステープラーで綴じて提出すること。

評価項目		評価基準		配 点	
設計管理 技術者 配点（8点）	資格	一級建築士（必須）		－	
	実績a	設計管理技術者が、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第三～十二号に該当する建築物における設計管理技術者又は設計主任技術者（建築（総合））としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	延床面積 2,000㎡未満の場合	2.0点	
			延床面積 2,000㎡以上の場合	4.0点	
	実績b	設計管理技術者が、延床面積2,000㎡以上の国又は地方公共団体の建築物における設計管理技術者又は設計主任技術者（建築（総合））としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）		4.0点	
主任技術者（設計） 配点（4点）	建築 （総合）	資格	一級建築士（必須）		－
		実績	延床面積2,000㎡以上の建築物において、設計主任技術者又は担当技術者としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	国又は地方公共団体の建築物の場合	0.5点
				文化施設等※2の場合	1.0点
	建築 （構造）	資格	一級建築士（必須）		－
		実績	延床面積2,000㎡以上の建築物において、設計主任技術者又は担当技術者としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	国又は地方公共団体の建築物の場合	0.5点
				文化施設等の場合	1.0点
	電気設備	資格	設備設計1級建築士（いずれか必須）		－
			建築設備士（いずれか必須）		－
		実績	延床面積2,000㎡以上の建築物において、設計主任技術者又は担当技術者としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	国又は地方公共団体の建築物の場合	0.5点
				文化施設等の場合	1.0点
	機械設備	資格	設備設計1級建築士（いずれか必須）		－
			建築設備士（いずれか必須）		－
		実績	延床面積2,000㎡以上の建築物において、設計主任技術者又は担当技術者としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	国又は地方公共団体の建築物の場合	0.5点
	文化施設等の場合			1.0点	

評価項目		評価基準		配 点	
現場代理人 配点（8点）	資格	一級建築士（いずれか必須）		－	
		1級建築施工管理技士（いずれか必須）			
	実績a	文化施設等における現場代理人又は監理技術者若しくは施工主任担当者（建築）としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	延床面積 2,000㎡未満の場合	2.0点	
			延床面積 2,000㎡以上の場合	4.0点	
実績b	延床面積2,000㎡以上の国又は地方公共団体の建築物における現場代理人又は監理技術者若しくは施工主任担当者（建築）としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）			4.0点	
主任技術者（施工） 配点（2点）	建築 コスト 管理	資格	一級建築士（いずれか必須）		－
			建築コスト管理士（いずれか必須）		－
			建築積算士（いずれか必須）		－
		実績	延床面積2,000㎡以上の建築物において、施工主任技術者又は施工主任担当者（建築）としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	国又は地方公共団体の建築物の場合	0.5点
				文化施設等の場合	1.0点
	工事 施工 計画	資格	一級建築士（いずれか必須）		－
			1級建築施工管理技士（いずれか必須）		－
		実績	延床面積2,000㎡以上の建築物において、施工主任技術者又は施工主任担当者（建築）としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	国又は地方公共団体の建築物の場合	0.5点
				文化施設等の場合	1.0点
監理技術者 配点（8点）	資格	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（必須）		－	
		一級建築士（いずれか必須）		－	
		1級建築施工管理技士（いずれか必須）		－	
	実績	文化施設等※1における現場代理人、監理技術者又は施工主任担当者（建築）としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）	延床面積 2,000㎡未満の場合	2.0点	
			延床面積 2,000㎡以上の場合	4.0点	
		延床面積2,000㎡以上の国又は地方公共団体の建築物における現場代理人、監理技術者又は施工主任担当者（建築）としての実績。平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに業務が完了している業務が対象。（一部完了でも可）			4.0点
小計				30点	

※1 地方公共団体の定義：都道府県及び市区町村

※2 文化施設等の定義：令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第三～十二号に該当する建築物をいう。

3. 技術審査に係る提案書

(1) 書 式：表紙：様式8-1 / 内容：様式8-2～8-5

(2) 部 数：7部

(3) 作成方法及び配点（配点100点）

- ・提案書の内容（様式8-2～8-5）は、A3片面横使いとしテーマ1で1枚、テーマ2で2枚以内、テーマ3で2枚以内、テーマ4で1枚以内、合計6枚以内とすること。
- ・本文の文字の大きさは、原則 10.5 ポイント以上とすること。
- ・参加者と特定することができる内容（企業名、社章等）を記載しないこと。
- ・A4に折込み左肩をステープラーで綴じて提出すること。

提案テーマ	課 題	配 点
【テーマ1】 業務実施体制・地域経済への貢献	・事業全体の品質・コストの管理体制の方策について提案すること。 ・設計施工の一貫体制での管理体制・方法について提案すること。 ・設計・施工中における市民への情報公開方法について提案すること。 ・本事業における地域経済への貢献内容の方策を提案すること。	20点
【テーマ2】 各ホール特定天井改修方法	・ホールの特性を踏まえた合理的な耐震改修設計方法を提案すること。 ・ホールの特性を踏まえた合理的な施工工法を提案すること。 ・維持管理しやすい施設づくり、メンテナンス性に配慮した方策を提案すること。	30点
【テーマ3】 安全で高品質かつ最適な設計施工計画及び工程計画	・工事期間中の安全管理の方策を提案すること。 ・設計段階・施工段階での品質管理の方策を提案すること。 ・設計段階・施工段階でのリスク管理の方策を提案すること。 ・全体工期の短縮方策を提案すること。 ・施設運営に配慮した設計施工計画を提案すること。	30点
【テーマ4】 施設機能向上及び施設運営に関する提案	・本施設の機能向上・維持管理について、重視すべき点を提案すること。 ・工事期間中を含む本施設の運営について、重視すべき点を提案すること。 ・要求水準書、基本計画図に示す内容を理解したうえで更なる施設機能向上、施設利用者満足度に関与できる内容があれば、提案すること。	20点
	小計	100点

4. 提案価格

- (1) 書式 (様式9-1、9-2)
- (2) 部数 1部
- (3) 作成方法及び配点 (配点30点)

ア. 作成方法

- ・提案価格見積書(様式9-1)及び提案価格見積書(内訳書)(様式9-2)は封筒に入れて封印し本事業名、提案価格見積書在中である旨、参加者名及び受付番号を明記すること。
- ・提出した提案価格見積書の訂正は認めない。
- ・見積額は、参加者が本業務以降の業務を受託する場合において、その契約金額を拘束するものではないが、原則業務内容が大きく変更にならない限り見積金額内で業務を実施すること。ただし、業務内容が変更となった場合は、協議による。
- ・A4に折込み左肩をステープラーで綴じて提出すること。

イ. 配点計算方法

- ・提出された見積価格に基づき、募集要領「2. 業務の概要」(7)の契約上限価格：2,768,590,000円(税込み)に対する参考見積提案率(%)にて価格評価を行う。
- a. 価格評価点は下限を-30点、上限を30点満点とする。
- b. 参考見積提案率(%) = (提案価格 / 契約上限価格) × 100
得点化の際は、有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

価格評価点	・参考見積提案率が80%以下の場合は、30点とする。 ・参考見積提案率が100%の場合は0点とする。 ・参考見積提案率が、100%を超えた場合は、提案率に応じてマイナス配点とする。120%以上の場合は、-30点とする。
	【80% < 参考見積提案率 ≤ 100%】における評価点 ・【80% : 30点】と【100% : 0点】を通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。 ・価格評価点算定式 $y = 30 \text{点} \times (1 - x/20)$ x : (参考見積提案率 - 80%) y : 価格評価点 【100% < 参考見積提案率 ≤ 120%】における評価点 ・【100% : 0点】と【120% : -30点】を通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。 ・価格評価点算定式 $y = 30 \text{点} \times (x/20 - 1)$ x : (120% - 参考見積提案率) y : 価格評価点

5. 電子データ

- (1) 電子媒体 : CD-R
- (2) 部数 : 2枚
- (3) 作成方法

次の事項を表示したラベルを貼ったCD-Rに技術審査に係る提案書をPDF形式にて記録し、提出すること。

- ・本業務名
- ・付与番号
- ・参加者名
- ・作成日